

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知）の一部
改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p><u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱</u></p>	<p><u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱</u></p>
<p>（通則） 第 1 <u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金</u>（以下「交付金」という。）の交付については、<u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。）、</u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p>	<p>（通則） 第 1 <u>合板・製材生産性強化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）及び合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金</u>（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p>
<p>（交付の目的） 第 2 交付金は、次に掲げる<u>事業により構成される合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業（以下「交付金事業」という。）</u>により、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築を図る取組<u>や、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ（令和 5 年 10 月 11 日花粉症に関する関係閣僚会議決定）」に即し、国民的な社会問題となっている花粉症の解決に向けた花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組に支援することを目的とし、交付金事業の実施に必要な経費を交付する。</u> (削る。) <u>(1) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業</u> <u>(2) 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業</u></p>	<p>（交付の目的） 第 2 <u>補助金及び交付金は、次に掲げるところにより、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築を図る取組に対し、支援することを目的とする。</u> <u>(1) 補助金は、合板・製材生産性強化基金事業（以下「基金事業」という。）の実施に必要な合板・製材生産性強化基金（以下「基金」という。）を造成すること（以下「補助事業」という。）を目的とする。なお、基金事業は、次に掲げる事業により構成されるものとする。</u> <u>ア 合板・製材生産性強化基金活用事業</u> <u>イ 基金管理運営事業</u> <u>(2) 交付金は、国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（以下「交付金事業」という。）の実施に必要な経費を交付する。</u> (新設)</p>

<p>(事業の内容)</p> <p>第3 本事業の内容については別表に掲げるとおりとし、事業の仕組みは以下のとおりとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(1) <u>農林水産大臣(以下「大臣」という。)</u>は、都道府県が行う交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>(2) 都道府県は、市町村及び事業実施主体からの申請に基づき<u>交付</u>を行うほか、自ら交付金事業を実施できるものとする。</p>	<p>(事業の内容)</p> <p>第3 本事業の内容については別表に掲げるとおりとし、事業の仕組みは以下のとおりとする。</p> <p><u>1 基金事業</u></p> <p>(1) <u>補助事業において、農林水産大臣(以下「大臣」という。)</u>は、<u>林野庁長官が別に定める公募要領に基づき選定された団体(以下「基金設置団体」という。)</u>が行う基金事業に必要な基金の造成に要する経費のうち、<u>補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p>(2) <u>基金設置団体は、前号により交付を受けた補助金により基金を造成し、当該基金を活用して、基金活用事業に要する経費を都道府県に補助する。</u></p> <p>(3) <u>都道府県は、基金活用事業について、市町村及び事業実施主体からの申請に基づき補助を行うほか、自ら基金活用事業を実施できるものとする。</u></p> <p><u>2 交付金事業</u></p> <p>(1) <u>大臣は、</u>都道府県が行う交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>(2) 都道府県は、市町村及び事業実施主体からの申請に基づき<u>補助</u>を行うほか、自ら交付金事業を実施できるものとする。</p>
<p>(交付の対象及び<u>交付率</u>)</p> <p>第4 交付の対象として大臣が認める経費(以下「<u>交付対象経費</u>」という。)の区分及びこれに対する<u>交付率</u>は、別表に定めるところによる。</p>	<p>(交付の対象及び<u>補助率</u>)</p> <p>第4 交付の対象として大臣が認める経費(以下「<u>補助対象経費</u>」という。)の区分及びこれに対する<u>補助率</u>は、別表に定めるところによる。</p>
<p>(事業実施計画の提出)</p> <p>第5 本要綱に基づき交付金事業を実施しようとする者(以下「<u>交付事業者</u>」という。)は、交付金の交付申請前に、林野庁長官が別に定めるところにより<u>体質強化・花粉削減計画</u>及び当該年度の事業計画(以下「事業実施計画」という。)を作成し、林野庁長官(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。)の承認を受けるものとする。</p> <p>2 林野庁長官等は、<u>交付事業者</u>から申請のあった事業実施計画について、その内容を調整することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(事業実施計画の提出)</p> <p>第5 本要綱に基づき<u>補助事業又は交付金事業(以下「補助事業等」という。)</u>を実施しようとする者(以下「<u>補助事業者</u>」という。)は、<u>補助金又は交付金(以下「補助金等」という。)</u>の交付申請前に、林野庁長官が別に定めるところにより<u>供給力・体質強化計画</u>及び当該年度の事業計画(以下「事業実施計画」という。)を作成し、林野庁長官(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。)の承認を受けるものとする。</p> <p>2 林野庁長官等は、<u>補助事業者</u>から申請のあった事業実施計画について、その内容を調整することができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(申請手続)</p> <p>第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、<u>交付金</u>の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「大臣等」という。)に提出しなければならない。</p>	<p>(申請手続)</p> <p>第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号<u>又は別記様式第2号</u>による交付申請書のとおりとし、<u>補助金等の交付を受けようとする者(補助事業にあっては基金設置団体をいい、交付金事業にあっては都道府県をいう。以下同じ。)</u>は、交付申請書を大臣(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「大臣等」という。)に提出しなければならない。</p>

<p>2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（<u>交付対象経費</u>に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。</p>	<p>2 <u>交付金事業において</u>、交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（<u>補助対象経費</u>に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。</p>
<p>(交付決定の通知) 第8 大臣等は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、<u>交付金</u>を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、<u>交付事業者</u>に対しその旨を通知するものとする。 2 (略)</p>	<p>(交付決定の通知) 第8 大臣等は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、<u>補助金等</u>を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、<u>補助事業者</u>に対しその旨を通知するものとする。 2 (略)</p>
<p>(申請の取下げ) 第9 <u>交付事業者</u>は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。</p>	<p>(申請の取下げ) 第9 <u>補助事業者</u>は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。</p>
<p>(計画変更、中止又は廃止の承認) 第10 <u>交付事業者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>別記様式第2号</u>による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。 (1) <u>交付対象経費</u>の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、<u>交付金額</u>の増額を伴う変更を含む。 (2) <u>交付金事業</u>の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。 (3) <u>交付金事業</u>を中止し、又は廃止しようとするとき。 2 <u>交付事業者</u>は、前項各号に定める場合のほか、<u>交付金額</u>の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる 3 (略)</p>	<p>(計画変更、中止又は廃止の承認) 第10 <u>補助事業者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>別記様式第3号又は別記様式第4号</u>による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。 (1) <u>補助対象経費</u>の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、<u>補助金額</u>の増額を伴う変更を含む。 (2) <u>補助事業等</u>の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。 (3) <u>補助事業等</u>を中止し、又は廃止しようとするとき。 2 <u>補助事業者</u>は、前項各号に定める場合のほか、<u>補助金額</u>の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる。 3 (略)</p>
<p>(事業遅延の届出) 第12 <u>交付事業者</u>は、<u>交付金事業</u>が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は<u>交付金事業</u>の遂行が困難となった場合においては、速やかに<u>別記様式第3号</u>による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。 2 (略)</p>	<p>(事業遅延の届出) 第12 <u>補助事業者</u>は、<u>補助事業等</u>が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は<u>補助事業等</u>の遂行が困難となった場合においては、速やかに<u>別記様式第5号</u>による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。 2 (略)</p>
<p>(状況報告) 第13 <u>交付事業者</u>は、交付金事業の交付決定に係る年度の9月30日現在におい</p>	<p>(状況報告) 第13 <u>交付金事業において</u>、<u>補助事業者</u>は、交付金事業の交付決定に係る年度の</p>

<p>て、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月31日までに大臣等に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>9月30日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月31日までに大臣等に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(概算払)</p> <p>第14 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官林野庁長官（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局総務部長とする。）に提出しなければならない。</p> <p>ただし、施設整備事業について第4四半期に概算払を受けようとする場合には、林野庁長官が別に定めるところによること。</p> <p>なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。</p> <p>2 交付事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。</p>	<p>(概算払)</p> <p>第14 交付金事業において、補助事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第7号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官林野庁長官（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局総務部長とする。）に提出しなければならない。</p> <p>ただし、施設整備事業について第4四半期に概算払を受けようとする場合には、林野庁長官が別に定めるところによること。</p> <p>なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。</p> <p>2 交付金事業において、補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p>
<p>(削る。)</p>	<p>(補助金の請求)</p> <p>第15 補助事業において、基金設置団体は、別表に掲げる基金事業に係る補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第8号による支払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(実績報告)</p> <p>第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、交付事業者は、交付金事業が完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに実績報告書を大臣等に提出しなければならない。</p> <p>2 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければな</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第9号又は別記様式第10号のとおりとし、補助事業者は、補助事業等が完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに実績報告書を大臣等に提出しなければならない。</p> <p>2 交付金事業において、第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 交付金事業において、第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこ</p>

<p>らない。</p> <p>また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。</p>	<p>れを返還しなければならない。</p> <p>また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。</p>
<p>(<u>交付金</u>の額の確定等)</p> <p><u>第16</u> 大臣等は、<u>第15第1項</u>の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る<u>交付金事業</u>の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき<u>交付金</u>の額を確定し、<u>交付事業者</u>に通知するものとする。</p> <p>2 大臣等は、<u>交付事業者</u>に交付すべき<u>交付金</u>の額を確定した場合において、既にその額を超える<u>交付金</u>が交付されているときは、その超える部分の<u>交付金</u>の返還を命ずるものとする。</p> <p>3 前項の<u>交付金</u>の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。</p>	<p>(<u>補助金等</u>の額の確定等)</p> <p><u>第17</u> 大臣等は、<u>第16第1項</u>の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る<u>補助事業等</u>の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき<u>補助金等</u>の額を確定し、<u>補助事業者</u>に通知するものとする。</p> <p>2 大臣等は、<u>補助事業者</u>に交付すべき<u>補助金等</u>の額を確定した場合において、既にその額を超える<u>補助金等</u>が交付されているときは、その超える部分の<u>補助金等</u>の返還を命ずるものとする。</p> <p>3 前項の<u>補助金等</u>の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。</p>
<p>(額の再確定)</p> <p><u>第17</u> <u>交付事業者</u>は、<u>第16第1項</u>の規定による額の確定通知を受けた後において、<u>交付金事業</u>に関し、違約金、返還金、保険料その他の<u>交付金</u>に代わる収入があったこと等により<u>交付金事業</u>に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を<u>第15第1項</u>に準じて提出するものとする。</p> <p>2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、<u>第16第1項</u>に準じて改めて額の確定を行うものとする。</p> <p>3 <u>第16第2項</u>及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。</p>	<p>(額の再確定)</p> <p><u>第18</u> <u>補助事業者</u>は、<u>第17第1項</u>の規定による額の確定通知を受けた後において、<u>補助事業等</u>に関し、違約金、返還金、保険料その他の<u>補助金等</u>に代わる収入があったこと等により<u>補助事業等</u>に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を<u>第16第1項</u>に準じて提出するものとする。</p> <p>2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、<u>第17第1項</u>に準じて改めて額の確定を行うものとする。</p> <p>3 <u>第17第2項</u>及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。</p>
<p>(交付決定の取消等)</p> <p><u>第18</u> 大臣等は、第10第1項第3項の規定による<u>交付金事業</u>の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。</p> <p>(1) <u>交付事業者</u>が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合</p> <p>(2) <u>交付事業者</u>が、<u>交付金</u>を<u>交付金事業</u>以外の用途に使用した場合</p> <p>(3) <u>交付事業者</u>が、<u>交付金事業</u>に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合</p> <p>(4) <u>間接交付事業者</u>が、<u>間接交付事業</u>の実施に関し法令に違反した場合</p> <p>(5) <u>間接交付事業者</u>が、<u>間接交付金</u>を本事業以外の用途に使用した場合</p> <p>(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、<u>交付金事業</u>の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合</p>	<p>(交付決定の取消等)</p> <p><u>第19</u> 大臣等は、第10第1項第3項の規定による<u>補助事業等</u>の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。</p> <p>(1) <u>補助事業者</u>が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合</p> <p>(2) <u>補助事業者</u>が、<u>補助金等</u>を<u>補助事業等</u>以外の用途に使用した場合</p> <p>(3) <u>補助事業者</u>が、<u>補助事業等</u>に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合</p> <p>(4) <u>間接補助事業者</u>が、<u>間接補助事業</u>の実施に関し法令に違反した場合</p> <p>(5) <u>間接補助事業者</u>が、<u>間接補助金</u>を本事業以外の用途に使用した場合</p> <p>(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、<u>補助事業等</u>の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合</p>

<p>(削る。)</p> <p>2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する<u>交付金</u>が交付されているときは、期限を付して<u>当該交付金</u>の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>3 大臣等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る<u>交付金</u>の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</p> <p>4 第2項の規定による<u>交付金</u>の返還及び前項の加算金の納付については、<u>第16第3項</u>の規定(括弧書を除く。)を準用する。</p>	<p><u>(7) 間接補助事業者が、第31の基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等に違反した場合</u></p> <p>2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する<u>補助金等</u>が交付されているときは、期限を付して<u>当該補助金等</u>の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>3 大臣等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る<u>補助金等</u>の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</p> <p>4 第2項の規定による<u>補助金等</u>の返還及び前項の加算金の納付については、<u>第17第3項</u>の規定(括弧書を除く。)を準用する。</p>
<p>(財産の管理等)</p> <p><u>第19 交付事業者</u>は、<u>交付対象経費</u>により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(財産の管理等)</p> <p><u>第20 交付金事業において、補助事業者</u>は、<u>補助対象経費</u>により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(財産の処分の制限)</p> <p><u>第20</u> 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>交付事業者</u>は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、<u>交付対象物件</u>を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第6第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第8第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。</p> <p>(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に<u>交付率</u>を乗じた金額を納付すること。</p> <p>(2) 本来の<u>交付目的</u>の遂行に影響を及ぼさないこと。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(財産の処分の制限)</p> <p><u>第21 交付金事業において、</u>取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>交付金事業にあって、補助事業者</u>は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、<u>補助対象物件</u>を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第6第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第8第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。</p> <p>(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に<u>補助率</u>を乗じた金額を納付すること。</p> <p>(2) 本来の<u>補助目的</u>の遂行に影響を及ぼさないこと。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(残存物件の処理)</p> <p><u>第21 交付事業者</u>は、交付金事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告しその指示を受</p>	<p>(残存物件の処理)</p> <p><u>第22 交付金事業にあって、補助事業者</u>は、交付金事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等</p>

<p>けなければならない。</p>	<p>に報告しその指示を受けなければならない。</p>
<p>(<u>交付金</u>の経理)</p> <p><u>第22 交付事業者</u>は、<u>交付金事業</u>についての帳簿を備え、他の経理と区分して<u>交付金事業</u>の収入及び支出を記載し、<u>交付金</u>の用途を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 <u>交付事業者</u>は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに<u>交付金事業</u>の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。</p> <p>3 <u>交付事業者</u>は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、<u>別記様式第8号</u>の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。</p> <p>4 前3項及び<u>第23</u>に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</p>	<p>(<u>補助金等</u>の経理)</p> <p><u>第23 補助事業者</u>は、<u>補助事業等</u>についての帳簿を備え、他の経理と区分して<u>補助事業等</u>の収入及び支出を記載し、<u>補助金等</u>の用途を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 <u>補助事業者</u>は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに<u>補助事業等</u>の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。</p> <p>3 <u>交付金事業において、補助事業者</u>は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、<u>別記様式第12号</u>の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。</p> <p>4 前3項及び<u>第24</u>に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</p>
<p>(交付金調書)</p> <p><u>第23 交付事業者</u>は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、<u>別記様式第9号</u>による交付金調書を作成しておかなければならない。</p>	<p>(交付金調書)</p> <p><u>第24 交付金事業において、補助事業者</u>は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、<u>別記様式第13号</u>による交付金調書を作成しておかなければならない。</p>
<p>(削る。)</p>	<p>(<u>報告</u>)</p> <p><u>第25 補助事業において、基金設置団体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人に該当する場合は、この補助金に係る補助金等支出明細書(別記様式第14号)を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに大臣に報告するものとする。</u></p>
<p>(削る。)</p>	<p>(<u>基本的事項の公表</u>)</p> <p><u>第26 補助事業において、基金設置団体は、基金の名称、基金の額、国費相当額及び基金の概要を基金造成後速やかに公表しなければならない。</u></p>
<p>(削る。)</p>	<p>(<u>基金の額及び基金事業の実施状況報告</u>)</p> <p><u>第27 補助事業において、基金設置団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国費相当額)、基金事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算定根拠を、基金事業の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。</u></p>

(削る。)	<p><u>(使用見込みの低い基金等の返納)</u> <u>第 28 補助事業において、基金設置団体は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。</u></p>
(削る。)	<p><u>(他用途使用の禁止)</u> <u>第 29 補助事業において、基金設置団体は、基金を基金事業以外の用途に使用してはならない。</u></p>
(削る。)	<p><u>(区分経理等)</u> <u>第 30 補助事業において、基金設置団体は、基金の経理について、基金以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。</u></p>
(削る。)	<p><u>(基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等)</u> <u>第 31 補助事業において、基金設置団体は、基金から都道府県知事に対して助成金等を交付するときは、第 29 の規定に準ずる条件を付さなければならない。</u> <u>2 前項により助成金等の交付を受けた都道府県知事に対して交付決定の取消しを行う必要が生じた場合の取扱いについては、第 19 (ただし、第 3 項及び第 4 項を除くものとする。) の規定を準用するものとする。</u> <u>3 第 1 項に定める他、基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等は林野庁長官が別に定める。</u></p>
(削る。)	<p><u>(基金運営に関する監督・指導)</u> <u>第 32 補助事業において、大臣は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金設置団体に対し、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)に基づき、補助事業に関して必要な報告を求め、又は監督・指導を行うものとする。</u></p>
<p><u>(間接交付金交付の際付すべき条件)</u> <u>第 24 交付事業者は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 10 から第 13 まで、第 15、第 17 から第 19 まで、第 21 及び第 22 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>間接交付事業</u>により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、</p>	<p><u>(交付金事業において間接補助金交付の際付すべき条件)</u> <u>第 33 交付金事業において、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に交付金を交付するときは、第 2 項第 4 号の誓約書の提出を確認した上で、本要綱の交付金事業に関する規定に準ずる条件とあわせて、本要綱第 10 から第 13 まで、第 16、第 18 から第 20 まで、第 22 及び第 23 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>間接補助事業</u>により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、</p>

交付事業者の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による交付事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付事業者に納付させることがあること。

2 交付事業者は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 10 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(3) 間接交付事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

(4) 間接交付事業者は、交付金の申請に当たり、前号を約した誓約書（別記様式第 11 号）を添付しなければならない。

3 交付事業者は、間接交付事業者に対する間接交付金の交付に先立ち、間接交付事業者に対する間接交付金の交付に際し付す条件の内容について大臣等に届け出なければならない。

4 交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 交付事業者は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあっては、第 8 第 1 項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受け

補助事業者の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に交付金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 15 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(3) 間接補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

(4) 間接補助事業者は、交付金の申請に当たり、前号を約した誓約書（別記様式第 16 号）を添付しなければならない。

3 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接交付金の交付に先立ち、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に際し付す条件の内容について大臣等に届け出なければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 補助事業者は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあっては、第 8 第 1 項の規程による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受け

<p>たものとする。</p> <p>6 <u>交付事業者</u>は、第1項第3号により<u>間接交付事業者</u>から納付を受けた額の国庫<u>交付金</u>相当額を国に納付しなければならない。</p> <p>7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。</p> <p>8 <u>交付事業者</u>は、<u>間接交付事業</u>に関して、<u>間接交付事業者</u>から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。</p>	<p>たものとする。</p> <p>6 <u>補助事業者</u>は、第1項第3号により<u>間接補助事業者</u>から納付を受けた額の国庫<u>補助金</u>相当額を国に納付しなければならない。</p> <p>7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。</p> <p>8 <u>補助事業者</u>は、<u>間接補助事業</u>に関して、<u>間接補助事業者</u>から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。</p>
<p>(その他)</p> <p><u>第25 交付金事業</u>の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p><u>第34 補助事業等</u>の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。</p> <p><u>なお、補助事業等の実施に当たっては、事業の内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るため、農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について(平成11年11月1日付け11農産第6825号)において定める農山漁村男女共同参画推進指針に基づく施策の着実な推進に配慮するものとする。</u></p>

別表（第3、第4及び第11関係）						別表（第3、第4及び第11関係）							
区分	事業内容	交付対象経費	事業実施主体等	交付率	重要な変更		区分	事業内容	補助対象経費	事業実施主体等	補助率等	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更						経費の配分の変更	事業内容の変更
(削る。)													
							合板・製材生産性強化基金						
							I 合板・製材生産性強化基金事業（基金事業）	I 合板・製材生産性強化基金造成費					補助対象経費の欄 I の 2 の増額
							1 合板・製材生産性強化基金活用事業（基金活用事業）	1 合板・製材生産性強化基金活用事業費	1		1		補助対象経費の欄 I の 1 及び 2 の新設又は廃止
							(1) 供給力・体質強化計画の策定	区分の欄 I の事業内容の欄 1 に掲げる事業の実施に要する経費	(1)		(1) 事業費については定額		
							①供給力・体質強化計画		① 都道府県		(10/10 以内)		
							②事業実施に必要なフォローアップ		② 都道府県、市町村及び地域連絡会議		附帯事務費については 1/2 以内		
							(2) 木材加工流通施設等整備		(2)		(2) 事業費については定額		
							①木材加工流通施設等整備		①及び② 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの		(1/2 以内(沖縄県については 2/3 以内)で都道府県知事が定めるものとする。)		
							ア 間伐材等加工流通施設整備				附帯事務費については 1/2 以内		
							イ スtockヤー ド整備						
							②木材加工流通施設等整備附帯事業						
							((1) の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)						

								<p>(3) 間伐材生産・路網整備等</p> <p>① 間伐材生産 ア 間伐材の生産 イ 関連条件整備活動 (アと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p>		<p>(3)</p> <p>① 都道府県、市町村、森林整備法人等 (森林整備法人 (分収林特別措置法 (昭和 33 年法律第 57 号) 第 10 条第 2 号に定める森林整備法人をいう。以下同じ。)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成 18 年法律第 48 号) 第 2 条第 1 号に規定する法人 (造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。) をいう。以下同じ。) 及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体 (以下「選定経営体」という。)</p>	<p>(3)</p> <p>① 事業費については定額 (林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>附帯事務費については 1/2 以内</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--

<p>(2) (略)</p> <p>2 国際競争力・木材供給基盤強化対策</p> <p>(1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策</p> <p>① 木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化)</p> <p>ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>② 木材加工流通施設等整備 (低コスト化)</p> <p>ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>③ 品目転換施設整備</p> <p>ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>④ 高度加工処理施設整備</p> <p>ア <u>木材加工流通施設整備</u> イ スtockヤード整備</p> <p>⑤ <u>木材加工流通施設等整備</u> (供給力強化)</p> <p>ア <u>木材加工流通施設整備</u> イ <u>Stockヤード整備</u></p> <p>⑥ 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備 事業 (①～⑤の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)</p> <p>(2) 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>① 間伐材生産</p> <p>ア 間伐材の生産 イ 里山林の整備 ウ 関連条件整備活動 (ア又はイと一体的に実施)</p>	<p>2 附帯事務費</p> <p>(1) 都道府県が区分の欄Ⅰの経費に係る事業の指導監督等の実施に要する経費</p> <p>(2) 市町村が区分の欄Ⅰの経費に係る事業の実施に関して、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>①～⑥</p> <p>都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p> <p>(2)</p> <p>①</p> <p>都道府県、市町村、森林整備法人等 (<u>森林整備法人 (分収林特別措置法 (昭和33年法律第57号) 第10</u></p>	<p>2</p> <p>(1)</p> <p><u>(1)</u></p> <p>事業費については定額(1/2以内 (沖縄県については2/3以内)</p> <p>附帯事務費については 1/2 以内</p> <p>(2)</p> <p>①</p> <p>(略)</p>			<p>(2) (略)</p> <p>2 国際競争力・木材供給基盤強化対策</p> <p>(1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策</p> <p>① 木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化)</p> <p>ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>② 木材加工流通施設等整備 (低コスト化)</p> <p>ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>③ 品目転換施設整備</p> <p>ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>④ 高度加工処理施設整備</p> <p>ア <u>高度加工処理施設整備</u> イ スtockヤード整備 (新設)</p> <p>⑤ 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備 事業 (①～④の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)</p> <p>(2) 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>① 間伐材生産</p> <p>ア 間伐材の生産 イ 里山林の整備 ウ 関連条件整備活動 (ア又はイと一体的に実施)</p>	<p>する経費</p> <p>2 附帯事務費</p> <p>(1) 都道府県が区分の欄Ⅱの経費に係る事業の指導監督等の実施に要する経費</p> <p>(2) 市町村が区分の欄Ⅱの経費に係る事業の実施に関して、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>①～⑤</p> <p>都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p> <p>(2)</p> <p>①及び②</p> <p>都道府県、市町村、森林整備法人等、<u>選定経営体、地域協議会、森林所有者</u>、その他都</p>	<p>2</p> <p>事業費については定額(1/2以内 (沖縄県については2/3以内)</p> <p>附帯事務費については 1/2 以内</p> <p>(2)</p> <p>①及び②</p> <p>(略)</p>	
---	--	---	---	--	--	---	--	---	---	--

	<p>する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等) (削る。)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 再造林の低コスト化 ア 一貫作業システム イ 低コスト造林 ウ 下刈り エ 機械器具の整備 (ア～ウの実施に必要な機械器具の購入又は賃借料等) オ 関連条件整備活動 (ア～ウと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p> <p>④ 高性能林業機械等の整備</p>	<p><u>条第2号に定める森林整備法人をいう。以下同じ。)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成18年法律第48号) 第2条第1号に規定する法人 (造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。)</u>をいう。以下同じ。)、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考案方に則って都道府県知事が選定した林業経営体 (以下「選定経営体」という。)、<u>地域協議会及び森林所有者</u>その他都道府県知事が認めるもの</p> <p>② (略)</p> <p>③ 都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体、地域協議会及び森林所有者その他都道府県知事が認めるもの</p> <p>④ 都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの (林業労働力確保支援センター (林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成8年法律第45号) 第11条第1項に規定する林業労働力</p>	<p>② (略)</p> <p>③ 事業費については定額 (林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>附帯事務費については1/2以内</p> <p>④ (略)</p>		<p>する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p> <p>② 造林</p> <p>ア 人工造林</p> <p>イ 下刈り</p> <p>ウ 関連条件整備活動 (ア又はイと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p> <p>③ (略) (新設)</p> <p>④ 高性能林業機械等の整備</p>	<p>道府県知事が認めるもの</p> <p>③ (略) (新設)</p> <p>④ 都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの (林業労働力確保支援センター、<u>森林組合連合会</u>その他都道府県知事が認めるもの。)</p>	<p>③ (略) (新設)</p> <p>④ (略)</p>	
--	---	--	--	--	--	--	--------------------------------	--

<p>(削る。)</p>	<p>(3) 燃油・資材の森林由来資源への転換対策</p> <p>① 特用林産物省エネルギー化施設等整備 ア 特用林産物生産基盤整備 イ 特用林産物生産施設整備 ウ 特用林産物加工流通施設整備 エ 廃床等活用施設整備 オ 特用林産物獣害対策施設整備</p> <p>② 木質バイオマスエネルギー転換促進対策 ア 未利用間伐材等活用機材整備 イ 木質バイオマス供給施設整備 ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p> <p>(削る。)</p>	<p>確保支援センターをいう。以下同じ。)及び森林組合連合会その他都道府県知事が認めるもの)</p>	<p>(3)</p> <p>① 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体(工種ごとの事業実施主体に該当する者(特認団体を除く。)の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体又はその他都道府県知事から協議のあった団体をいう。)</p> <p>② 都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等</p>	<p>3</p> <p>① 事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内))</p> <p>② 事業費については定額(1/2、1/3以内(沖縄県については2/3以内))</p> <p>③ 事業費については定額(1/2以内)</p> <p>④ 事業費については定額(1/2以内)</p> <p>⑤ 事業費については定額(1/2以内)</p>			<p>⑤ コンテナ苗生産基盤施設等の整備 ア コンテナ苗生産基盤施設等整備 イ 普通苗生産基盤施設等整備</p> <p>(新設)</p> <p>3 国内森林資源活用・建築用木材供給力強化対策 (1) 建築用木材供給力</p>		<p>⑤ 都道府県、市町村、林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他都道府県知事等が認める団体等</p> <p>(新設)</p> <p>3 (1) ① 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業</p>	<p>⑤ 事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内))</p> <p>⑥ 事業費については定額(1/2以内)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (1) ① 事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内))</p>	
--------------	--	--	--	---	--	--	---	--	---	--	--

						<p>強化対策</p> <p>① <u>木材加工流通施設整備（供給力強化）</u></p> <p>ア <u>木材加工流通施設</u></p> <p>イ <u>ストックヤード整備</u></p> <p>ウ <u>建築用木材供給力強化対策附帯事業</u> （ア及びイの施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等）</p> <p>② <u>高性能林業機械等の整備</u></p>	<p>者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>は2/3以内))</p> <p>附帯事務費については1/2以内</p>	
					<p>(2) <u>燃油・資材の森林由来資源への転換対策</u></p> <p>① <u>特用林産物省エネルギー化施設等整備</u></p> <p>ア <u>特用林産物生産基盤整備</u></p> <p>イ <u>特用林産物生産施設整備</u></p> <p>ウ <u>特用林産物加工流通施設整備</u></p> <p>エ <u>廃床等活用施設整備</u></p> <p>オ <u>特用林産物獣害対策施設整備</u></p>	<p>3 (1) ②</p> <p>都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会その他都道府県知事が認めるもの。）</p>	<p>3 (1) ②</p> <p>事業費については定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>ただし、林業用四輪駆動ダンプトラックについては定額（1/4以内（沖縄県については1/2以内）で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>附帯事務費については1/2以内</p>		
					<p>(2) <u>燃油・資材の森林由来資源への転換対策</u></p> <p>① <u>特用林産物省エネルギー化施設等整備</u></p> <p>ア <u>特用林産物生産基盤整備</u></p> <p>イ <u>特用林産物生産施設整備</u></p> <p>ウ <u>特用林産物加工流通施設整備</u></p> <p>エ <u>廃床等活用施設整備</u></p> <p>オ <u>特用林産物獣害対策施設整備</u></p>	<p>(2)</p> <p>① 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体（工種ごとの事業実施主体に該当する者（特認団体を除く。）の有する議決権の合計が</p>	<p>① 事業費については定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）)</p>		

<p>II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業 (花粉削減事業)</p>	<p>花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策</p> <p>1 スギ材の需要拡大対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化)</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備 (低コスト化)</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(3) 品目転換施設整備</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(4) 高度加工処理施設整備</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備 (供給力強化)</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p>	<p>1 事業費 区分欄IIに掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>2 附帯事務費</p> <p>(1) 都道府県が区分の欄IIの経費に係る事業の指導監督等の実施に要する経費</p> <p>(2) 市町村が区分の欄IIの経費に係る事業の実施に関して、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p>	<p>1 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>1 事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内))</p> <p>附帯事務費については1/2以内</p>		<p>(新設)</p>	<p>② 木質バイオマスエネルギー転換促進対策</p> <p>ア 未利用間伐材等活用機材整備</p> <p>イ 木質バイオマス供給施設整備</p> <p>ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p>		<p>議決権全体の過半を占める団体又はその他都道府県知事から協議のあった団体をいう。)</p> <p>② 都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者、民間事業者等</p>	<p>② 事業費については定額(1/2、1/3以内(沖縄県については2/3以内))で都道府県知事が定めるものとする。)</p>	
--	---	--	--	--	--	-------------	---	--	---	---	--

<p>(6) <u>ストック強化</u> (7) <u>木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備・ストック強化附帯事業</u> ((1) ~ (6) の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)</p> <p>2 <u>スギ人工林の伐採・植替え等の加速化</u> (1) <u>路網整備・機能強化</u> ① <u>林業専用道(規格相当)整備</u> ② <u>森林作業道整備</u> ③ <u>機能強化</u> ④ <u>関連条件整備活動(①~③と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</u> ⑤ <u>航空レーザ計測</u></p> <p>(2) <u>低コスト造林等</u> ① <u>再造林の低コスト化</u> ア <u>一貫作業システム</u> イ <u>低コスト造林</u> ウ <u>下刈り</u> エ <u>機械器具の整備(ア~ウの実施に必要な機械器具の購入又は賃借料等)</u> オ <u>関連条件整備活動(ア~ウと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</u></p> <p>3 <u>高性能林業機械等の整備</u></p>		<p>2</p> <p>(1) ①~④ <u>都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体</u></p> <p>⑤ <u>都道府県</u></p> <p>(2) <u>都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体、地域協議会及び森林所有者その他都道府県知事が認めるもの</u></p> <p>3 <u>都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの(林業労働力確保支援センター及び森林組合連合会その他都道府県知事が</u></p>	<p>2</p> <p>(1) ①、②及び④ <u>事業費については定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</u> ③ <u>事業費については定額(1/2以内)</u> ⑤ <u>事業費については定額</u></p> <p>①~⑤ <u>附帯事務費については1/2以内</u></p> <p>(2) <u>事業費については定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</u> <u>附帯事務費については1/2以内</u></p> <p>3 <u>事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるも</u></p>							
---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

	<p><u>4 民間事業者による苗木増産の支援</u></p>		<p><u>認めるもの)</u></p> <p><u>4 都道府県、市町村、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者並びにその認定を受ける見込みの者その他都道府県知事等が認める団体等</u></p>	<p><u>のとする。)</u></p> <p><u>附帯事務費については1/2以内</u></p> <p><u>4 事業費については定額（4/10、1/2、6/10以内（沖縄県については2/3以内）で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</u></p> <p><u>附帯事務費については1/2以内</u></p>							

(削る。)

別記様式第1号(第6関係)

〇〇年度 合板・製材生産性強化対策事業費補助金 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第6の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画(又は実績)
(注) 基金の管理方法に関する具体的な内容を必ず記入する。
- 3 経費の配分及び負担区分

<u>区 分</u>	<u>補助事業に要する経費又は補助事業に要した経費(A+B)</u>	<u>負担区分</u>		<u>備 考</u>
		<u>国庫補助金(A)</u>	<u>その他(B)</u>	
<u>合板・製材生産性強化基金造成費</u>	円	円	円	
<u>ア 合板・製材生産性強化基金活用事業費</u>				
<u>イ 基金管理運営事業費</u>				
<u>合 計</u>				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入する。

4 基金造成完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

<u>区分</u>	<u>予算額 (又は精算額)</u>	<u>備考</u>
<u>国庫補助金</u>	円	
<u>合 計</u>		

(2) 支出の部

<u>区分</u>	<u>予算額 (又は精算額)</u>	<u>備考</u>
	円	
<u>合 計</u>		

(注) 備考欄には積算内訳を記載する。

6 添付書類

定款、団体の財産目録並びに当該年度の事業計画及び収支予算書

(注) 一部が重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、当初の計画書と同じである旨を記載する。

別記様式第1号 (第6関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
交付申請書「第〇次」

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第6の規定に基づき、交付金〇〇〇円(前回までの申請額〇〇〇円)の交付を申請する。

記

1～6 (略)

(注) 1 (略)

2 「都道府県の交付金交付規程又は要綱」は、間接交付事業のみについて添付すること。また、第24第3項に基づき間接交付事業者に対する間接交付金の交付に先立って都道府県の交付規程又は要綱を提出する場合は、「間接交付事業者への間接交付金の交付に先立って提出する。」と記載した上で、大臣等の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。なお、第2次申請以降においては、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。

3 第6第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別添「〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付する。

4・5 (略)

別記様式第2号 (第6関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金
交付申請書「第〇次」

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第6の規定に基づき、交付金〇〇〇円(前回までの申請額〇〇〇円)の交付を申請する。

記

1～6 (略)

(注) 1 (略)

2 「都道府県の交付金交付規程又は要綱」は、間接補助事業のみについて添付すること。また、第33第3項に基づき間接補助事業者に対する間接交付金の交付に先立って都道府県の交付規程又は要綱を提出する場合は、「間接補助事業者への間接交付金の交付に先立って提出する。」と記載した上で、大臣等の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。なお、第2次申請以降においては、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。

3 第6第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別添「〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付する。

4・5 (略)

別添

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
に係る消費税仕入控除税額集計表

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)									

(注) 1 (略)

2 第15 第2項及び第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付する。

3～6 (略)

別添

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)									

(注) 1 (略)

2 第16 第2項及び第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付する。

3～6 (略)

(削る。)

別記様式第3号(第10第1項関係)

〇〇年度 合板・製材生産性強化対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第10第1項の規定に基づき申請する。

記(注2)

(注1) 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載する。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったもの限り添付する。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第2号 (第10第1項関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第10第1項の規定に基づき申請する。

記 (注2)

(注1) (略)

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分を様式Ⅰ及びⅡにより二段書き(上段に変更前、下段に変更後)したものとする。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付する。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第4号 (第10第1項関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第10第1項の規定に基づき申請する。

記 (注2)

(注1) (略)

(注2) 記の記載要領は、別記様式第2号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように、様式Ⅰ及びⅡにより二段書き(上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書)したものとする。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付する。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第3号 (第12関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第12の規定に基づき届け出ます。

記

1・2 (略)

別記様式第5号 (第12関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金
遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第12の規定に基づき届け出ます。

記

1・2 (略)

別記様式第4号 (第13関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第13の規定により、〇月〇日現在の交付金遂行状況を別紙のとおり報告する。

(略)

別記様式第6号 (第13関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第13の規定により、〇月〇日現在の交付金遂行状況を別紙のとおり報告する。

(略)

別記様式第5号 (第14関係)

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金概算払請求書
(〇〇年度第〇四半期)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)
官署支出官 林野庁長官 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局総務部長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第14の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

(また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。)

(注1)

記

(略)	(略)	国庫 交付 金 (A)	国庫 交付 金 中 9割 相当 額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 括弧内は、第13第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とする。

別記様式第7号 (第14関係)

〇〇年度第〇四半期 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金
概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)
官署支出官 林野庁長官 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局総務部長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第14の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

(注1)。

記

(略)	(略)	国庫 補助 金 (A)	国庫 補助 金 中 9割 相当 額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 下線部は、第13第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とする。

(削る。)

別記様式第8号(第15関係)

〇〇年度 合板・製材生産性強化対策事業費補助金支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第15の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

支払請求額(算用数字を使用する) 金 _____ 円

(削る。)

別記様式第9号(第16第1項関係)

〇〇年度 合板・製材生産性強化対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第16第1項の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

1 補助事業の実績

- (1) 事業の内容(別記様式第1号の記の2に準じて作成する。)
- (2) 経費の配分(別記様式第1号の記の3に準じて作成する。)
- (3) 基金造成完了年月日 年 月 日
- (4) 収支精算(別記様式第1号の記の5に準じて作成する。)

(注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。

2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写しのいずれかを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったもの限り添付する(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第6号 (第15第1項関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、精算額として合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

1・2 (略)

(注) 1 (略)

2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等以外が含まれる場合には、別記様式第1号の別添「〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付する。

3 (略)

別記様式第10号 (第16第1項関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金
実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、精算額として合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

1・2 (略)

(注) 1 (略)

2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等以外が含まれる場合には、別添「〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付する。

3 (略)

別記様式第7号 (第15第3項関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金について、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1～4 (略)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付する。(交付金事業に要した経費にかかる消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(1)及び(4)の資料を除き添付不要)

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付する。

(1) 別記様式第1号の別添「〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」

(2)～(4) (略)

(5) 間接交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第11号 (第16第3項関係)

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金について、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1～4 (略)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付する。(補助事業等に要した経費にかかる消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金等相当額を補助金等の額から減額する場合は、(1)及び(4)の資料を除き添付不要)

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付する。

(1) 別添「〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」

(2)～(4) (略)

(5) 間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

<p>5・6 (略)</p> <p>(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付する。 なお、<u>間接交付事業者</u>が法人格を有しない組合等の場合は、<u>全ての</u>構成員分を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第1号の別添「〇〇年度 <u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金</u>に係る消費税仕入控除税額集計表」 ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（<u>税務署受付済のもの</u>）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・(略) ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（<u>税務署受付済のもの</u>） ・<u>間接交付事業者</u>が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 	<p>5・6 (略)</p> <p>(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付する。 なお、<u>間接補助事業者</u>が法人格を有しない組合等の場合は、<u>すべての</u>構成員分を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添「〇〇年度 <u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金</u>に係る消費税仕入控除税額集計表」 ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（<u>税務署の收受印等のあるもの</u>）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・(略) ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（<u>税務署の收受印等のあるもの</u>） ・<u>間接補助事業者</u>が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
<p><u>別記様式第8号</u>（<u>第22第3項</u>関係）</p> <p style="text-align: center;">財 産 管 理 台 帳</p> <p>(略)</p>	<p><u>別記様式第12号</u>（<u>第23第3項</u>関係）</p> <p style="text-align: center;">財 産 管 理 台 帳</p> <p>(略)</p>
<p><u>別記様式第9号</u>（<u>第23</u>関係）</p> <p>〇〇年度 農林水産省所管</p> <p style="text-align: center;"><u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金</u>調書</p> <p>(略)</p>	<p><u>別記様式第13号</u>（<u>第24</u>関係）</p> <p>〇〇年度 農林水産省所管</p> <p style="text-align: center;"><u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金</u>調書</p> <p>(略)</p>

(削る。)

別記様式第 14 号 (第 25 関係)

年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
内 容			金 額
			千円
			千円
			千円
合 計			千円
合 計			千円
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
支 出 内 容		支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
合 計			千円(B)
(2) (1)以外の支出			
支 出 内 容		支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
合 計			
7. その他			
内 容			金 額
			千円
			千円
			千円
合 計			千円
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

別記様式第10号 (第24第2項第2号関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

(略)

別記様式第15号 (第33第2項第2号関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

(略)

別記様式第 11 号 (第 24 第 2 項第 4 号関係)

誓 約 書

年 月 日

〇〇〇 (交付事業者) 殿

(間接交付事業者)

住 所

氏名又は名称及び代表者名

〇〇〇 (間接交付事業者) は、間接交付金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

別記様式第 16 号 (第 33 第 2 項第 4 号関係)

誓 約 書

年 月 日

〇〇〇 (補助事業者) 殿

(間接補助事業者)

住 所

氏名又は名称及び代表者名

〇〇〇 (間接補助事業者) は、間接補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

様式 I

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
 の内容及び経費の配分総括表

(単位：円)

(略)	(略)	(略)	(略)			(略)
			(略)	(略)	(略)	
<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金</u>						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。
 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- (略)
- (略)
- (略)
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における交付金の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式 I

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金の
 内容及び経費の配分総括表

(単位：円)

(略)	(略)	(略)	(略)			(略)
			(略)	(略)	(略)	
<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金</u>						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。
 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- (略)
- (略)
- (略)
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式II

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
収支予算書

(1) 収入 (単位：円)

(略)	(略)			(略)
	(略)	(略)	(略)	
<u>合板・製材・集成材 国際競争力強化・花 粉削減総合対策交 付金</u>				

(2) 支出

(略)	(略)	(略)
<u>合板・製材・集成材 国際競争力強化・花 粉削減総合対策交 付金</u>		

様式II

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金 収支予算書

(1) 収入 (単位：円)

(略)	(略)			(略)
	(略)	(略)	(略)	
<u>合板・製材・集成材 国際競争力強化・輸 出促進対策交付金</u>				

(2) 支出

(略)	(略)	(略)
<u>合板・製材・集成材 国際競争力強化・輸 出促進対策交付金</u>		

様式IV

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金成績書

(単位：円)

(略)	(略)	(略)	(略)			(略)
			(略)	(略)	(略)	
<u>合板・製材・集成材 国際競争力強化・ 花粉削減総合対策 交付金</u>						

様式IV

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金成績書

(単位：円)

(略)	(略)	(略)	(略)			(略)
			(略)	(略)	(略)	
<u>合板・製材・集成材 国際競争力強化・ 輸出促進対策交付 金</u>						

様式V

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金
収支精算書

(1) 収入 (単位：円)

(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)			
<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金</u>						

(2) 支出 (単位：円)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金</u>				<u>間接交付金</u> 交付完了年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 不用額： 円

注 備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日記載する。
国庫交付金の不用額が発生した場合は、その額を備考欄へ記載する。

(3) 国庫交付金精算書

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金</u>							

様式V

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金収支精算書

(1) 収入 (単位：円)

(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)			
<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金</u>						

(2) 支出 (単位：円)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金</u>				<u>間接補助金</u> 交付完了年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 不用額： 円

注 備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日記載する。
国庫交付金の不用額が発生した場合は、その額を備考欄へ記載する。

(3) 国庫交付金精算書

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金</u>							

様式VI

間接交付事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付対象物件を担保に供する場合の内訳書

1～5 (略)

様式VI

間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供する場合の内訳書

1～5 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和5年●月●日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。